

第3回水と緑の森づくり会議 議事録

開催日時：平成17年9月20日(火) 13:30～16:00

開催場所：島根県職員会館1階健康教育室

出席者： 敬称略、50音順

委員	部門	氏名
	公募	磯谷 奈緒子
	ボランティア	葛西 絵里香
	公募	小早川 貞利
	地域づくり	篠原 亨
	商工	高橋 万夫
	情報広報	高見 真理子
	公募	三上 憲昭
	森林経営	山本 和正
	公募	和田 譲二
	教育	渡利 さとみ

事務局	役職	氏名
	農林水産部次長	光吉 一
	林業課長	渡邊 隆
	副参事	竹内保徳
	副主査	伊藤隆雄
	主幹	内藤達也
	主任	西 満広

議 題

- (1) 森づくり・資源活用実践事業(2次募集)の審査
- (2) 平成18年度事業展開について
- (3) その他 西部イベント(案)について

事務局 【森づくり・資源活用実践事業一覧表(平成17年度1次分)の審査報告】

19件の応募があり、採択は18件、1件は不採択。

前回の御意見を踏まえて、修正なり条件つきで採択としたものについては、計画書で修正内容を確認できれば採択するという形にしている。

【前回の審査の要点】

木を利用する方の取り組みについての意見が多かった。

木を利用する取り組みで、例えば教育施設の木製品の購入、設置とか、ただ単に木工教室をやるだけでいいのかというようなものについては、もちろん賛成意見もたくさんあった

が、慎重意見も結構あった。そうした慎重意見に対しては、実施後に県民に対して多様な情報発信をしていただくこと。例えば、こういうことをやってるよとか、県産材を使っているよというような、県民に対するPRをきちっとしていただくとか、子供たちへの森林教育的なソフト面について充実するというようなことで修正していただくことによって、応募者の意欲にも期待し、修正を確認した上で採択とした。

また、応募要領上、特に上限額は設けていないが、前回、高額な案件もあり、できるだけ多くの取り組みが採択できるよう、200万円以下で整理をしていただいて採択とした。

ただ、ヒノキ間伐材活用商品開発については、確かに間伐材を利用した商品開発は大変意義深いことで、いいことだという意見もたくさんございました。一方で、慎重意見として、一企業による商品開発ではないかとか、営利性が強いんじゃないかという意見も出された。それを踏まえて、我々としても、今回新たな税負担によるこの事業の目的として適当かどうか慎重に検討したが、最終的には今回は対象外ということで整理をした。ただ、今後、一企業でなくて業界全体で取り組むような形で、広く商品開発の技術等が提供できるような形ならば、また検討できるということです。

ということで、今回は18件の約2,000万円を交付決定して、今後、具体的に計画に取り組んでいただくことになった。

司会 質問がありましたら、お願いします。(特になし)

第1次分の報告事項ということで御確認いただきました。

それでは、議題に移りますが、議事の進行役は事務局の竹内副参事に交代します。

竹内副参事 議題1、森づくり・資源活用実践事業2次分の審査について、御意見をお願いします。

〔事務局から個別計画書の説明〕

和田委員 審査の前提になることで確認しますが、次、第3次の締め切りはいつごろになるんですか。

事務局 予定は12月28日を次の締め切りにして、2月、3月で取り組まれるものを対象としたい。

和田委員 18年度分に関しては、どういうスケジュールになるのですか。

事務局 これから18年の予算要求をして、協議が調い次第、18年度早々の取り組みについての募集をかけ、4月早々にこうした会議を開いて、早期の取り組みを採択できる

ようにしたい。

和田委員 会議の初回に言ったことの繰り返しですが、計画が年度がわりに分断されるということがあると、いわゆる年間契約で考えておられるような企画を提案しようとするところが非常に困難になるわけですね。そこで、申請内容を年度がわりに切って2本で出すのか、あるいは1つで出したら一体どうなるのかみたいな形が常に問題になってくると思いますので、そのあたりの引き継ぎをスムーズにいくように、予算取ってからの話ということはあるとは思いますが、当然こういう事業が始まった場合には単年度で終わるわけじゃないものですから、継続性というものを見ながら、その上で募集を集めていかないと、何かちょっとおかしいことになるんじゃないかなと思います。

それと、今年度採択されたものに関しては、今後のひな形になっていく。だから、翌年以降かなり応募は増えると思います。類似企画がふえて、どれをとるんだという、限られた予算内でそれこそ頭を抱えて審査しないといけないことになる。まだ1回目で、皆さんそれぞれ鉛筆なめなめ考えてやった跡があって、最初に提案したものの評価ということで出てくると思う。この企画の中で、よっぽどオリジナリティーというか、その土地固有のものみたいなものがない限りは、来年度以降、応募がたくさんになって、類似企画で出た場合の決め手は何なのかというようなことが、非常に重要なポイントになるだろう。

篠原委員

審査基準みたいなもの、例えば先ほど出ました、団体はどういう団体なのか、これをまず一回精査するとか、あるいは継続性が本当にあるのかどうかとか、200万という上限は決めましたけど、そういう審査基準が何項目かないと、本当に出てきたものをばらまきみたいにしちゃうと、何でもありっていう感じを受けるんですね。

事務局 今回この事業を組み立てる際に、県民運動のすそ野を広げようということで、いろんな県民の方に取り組みやすいように応募要領をつくろうと、応募者を限定するような基準とか、応募内容を限定するような枠組みはやめて、最低限度のところだけは決めて応募していただき、県民参加の輪が広がるよう、オープンな広い入り口の中で審査していくことにしたわけです。

基準をどこまで設けるかというのは、来年度に向けて議論をしないといけない。

例えば、どれそれがおかしいということになりましたら、素直に御意見をいただいて、内容を変えるとか修正するとかして、いいだろうということになるかもしれませんが、やっぱりこれはだめだということにもなる。その辺の判断は最終的にはこちらの方で判断さ

せてもらうことになる。

篠原委員 門戸を広げたがゆえに、審査基準というのは持たないと、審査のしようがなくなっちゃう。これを入れたらこっちを入れざるを得ないじゃないかと。何かの基準があれば、そこらにあてがうことによってそれがカットできるっていうか。

事務局 その基準を応募要領に書くと、その内容は除外されて、その中でまた同じようなパターンばかり出てきて、そのパターンなら自動的にオーケーという具合になるのかなという気がしないでもない。

篠原委員 この事業の趣旨をきっちりすれば、当然そこらにもうカットする部分がうたわれてもいいと思う。

この前の商工会議所の分も、モデルにしようっていうことで、3年間発表してもらって、というような意見出しましたけど。そういう中で、本当にモデルとして育てていく。東部、西部あるいは中央で、そういう事業を一つずつ県民の皆さんに目に見えるものとして育てようじゃないかっていう事業であればいいと思う。広報していただいて、ビデオか何かで放映できるようにして知らしめてほしいといった意見出したと思うんですけど、やっぱりそこらあたりが大事っていうか、事業目的がわかんなくなってしまうんじゃないでしょうか。

光吉次長 今年と、来年以降はちょっと違うのかなと思うんです。今年お願いしてる議論は、我々もぜひとも勉強したいと思ってるんですが、こういう主体はどうかとか、こういうやり方だったらこれもこうじゃないかとか。ここ何年間かのある意味ルールを決めるそういう議論を、御期待申し上げます。

つまり、今は初年度ですし、幅広に、できるだけ県民の方々からは、いろんな主体で、どういうアイデアがあるのか、行政が全部考えてやるんじゃないくて、どういう考え方があり得るのか、今年ではできるだけたくさん集めて、主体であれ取り組みであれ、どういったものがあるのか。ある意味で基準づくりですね。ここの場で県民のさまざまな立場を代表している皆様方に御意見いただいて、それで来年、是非かのところはクリアになった上で、委員の方々に今度は優劣ですね、こっちの方が波及効果があるんじゃないかとか、こっちの方が取り組みとしてはすばらしいんじゃないかとか、そういうものにつなげていく。今回不採択になったものは、私企業として、取り組みは文句ないですけど、私企業から広がりが見えないという点で、さすがに限界感が感じられたもんですから、御意見を踏まえて不採択にしました。

高橋委員 そういったことでは、例えばこの計画書のデータだけでは、相手の顔が見え

ないから、その中でこの審査するのはなかなか厳しいものがある。今みたいに、例えば県職員さんとかそのほかの一般の人たちが集まって木工やるんだよということであれば、応援してあげなきゃいけない話になるんですけど、ちょっとデータが少な過ぎるっていいですか、顔が見えないことが審査する上で不安感があるんじゃないでしょうか。

小早川委員 初めての事業は暗中模索が多かったり、一応のルールがある程度時間をかけないとできないという面がありますから、多分今年の場合は、目を向けてもらうという意味で、少しアバウトな採択じゃないかと思われま。これを何年か重ねる間に一応のルールができると思いますので、アフターをしっかりと確認してもらって、来年にわたって検討という感じがします。

【計画書番号1について】

高橋委員 木工教室「トントン塾」というのは、平成11年に結成されたということなんで、これどういう活動をしてらっしゃったのか。この塾の会員さんなるものはどういうメンバーなのか、教えていただけないでしょうか。

事務局 会員さんは、一般参加を含めて25名程度で、隠岐の県職員などもメンバーに入ったり、地元の材を使って、テーブルとか椅子、物入れなどをつくって、作品展示会をもう6回ぐらいやっておられる木工の愛好家グループということです。

【計画書番号2～5について】

高橋委員 計画書番号4、県産森林バイオマスを利用した教材は事業経費の中に150万ぐらい入っておりますけども、これは一体どのようなものか。

事務局 これは特殊な加工を施した教材で、圧縮木材といって、材料を機械で圧縮させて固くするわけです。今回は島根大学と離れてこういう会をつくってやるということなんですけども、地元材を加工する費用で、外部に発注しないとそういう材料が島根県ではできない。それをまた持ってきて、それでもって一般の方に木工体験をしてもらう。島根県に余り普及していない材料を普及したいという面もある。そのための費用が150万円ということです。

高橋委員 設備入れてこのときに使って、あとはどう活用されるのかという話になってくると、設備というのは耐用年数が5年なら5年間は使えるわけで、それを1年でほうり投げてはどうしようもない。あとの例えば4年は、自分の会社で使うよという話だったら、

ちょっと本末転倒な話だと。

事務局 150万円は、機械を購入するんじゃなくて、資材を送って、そこで加工してもらった費用が150万円かかるということ。

篠原委員 この見学・体験ツアーっていうのは？

事務局 ツアーというのは、山を見て、その流れで大工さんの仕事とか、住宅建設現場とか見学し、加工された資材を使って、テーブル、いす、机とかをつくるということを一連の見学・体験ツアーとしてやっていきたいということ。

和田委員 いろいろ物をつくるということと、あと見学することよりも、多分この材を使ってみたいということに一番気持ちが入っているような気がする。説得力がもうちょっと何か・・・。

篠原委員 それと、（森林バイオマスに関する質問・相談体制の確立）に関して、本当に必要であれば、県の林業課がこういうことやられるといいんじゃないだろうかと思う。これなんかはもうまさに林業課の皆さん方が中心になってやられて、逆に当たり前のことだと。当然、表に出て、そういうバイオマスを促進したいのであれば、わからない人はもうどんどん相談に乗りますよと。民間から提案が来たのはいいけど、それをやりたいから金出してくださいじゃないと思う。

事務局 については、特にこれで経費を要求されてるわけじゃなくて、プラスアルファとして、自分たちで自腹でホームページつくったりするということ。

和田委員 計画書番号3番、ここで経費の要求に入ってる植栽地整備2ヘクタール、機械損料含む20人役という点、その機械損料はどんなものを使う作業なんですか。

事務局 はっきり確認してません刈払い機などではないでしょうか。

和田委員 人件費でしょう。

事務局 そうですね。これは、事前準備なので10分の10は出ない。床掘とかも事前準備の費用ですね。

和田委員 作業（委託）は2分の1だったら出るんですか。

事務局 はい、2分の1になる。

和田委員 今回の事業はみずから実践するということだったと思うんですけども、こういう作業が内容になっていて、それを外注でするのか、内部でやるのか知りませんが、人件費的なものに関して、認めていいのか悪いのか、一応根本的な、対象にするかどうか

の判断のあと、率の問題になると思うんですよ。

事務局 一応、要綱上はボランティアをする前の事前の現場整備とか、やった後の点検といったようなものは一応項目があります。

和田委員 ただ、そういうものはほかの企画でも、本当はすべてあると思うんですよ。ボランティア的なものをやったり、イベントを企画したりというふうな内容であれば、そういう事前準備というのは目に見えないところで絶対だれかが動いて、発生してるはずなんですけども、表面化してきてない。だから、そういう意味では、改めてこういう形での人件費というふうなものがありなのかなっていうのはちょっと検討課題ですけど。

小早川委員 花舞台を実現する会の神社の裏山整備ですので、これ森林の整備が目的なのか？ 公園の整備が目的なのか？

この趣旨から見ると、多分公園の整備だと思いますけども、森林の整備になるような形で、単なる花と木を植えて環境整備するというよりも、もう少し考えられたらどうだろうか。ちょうど私の方も平成6年から花木森林公園っていうのを仲間で作っております。

1.5ヘクタールございまして、内容は花も必要ですけども、ヤマザクラとシバグリを中心に植えておまして、非常に今成績がいいです。もう6メートル以上伸びております。それは何の目的かというのと、広葉樹の木材とろうということ。しかも芯が通ってないと広葉樹は使い物にならないから、小さな時から枝打ちして、芯の通ったクリ、ヤマザクラの柱をとるということで、はっきりした目標を持っておる。それで、花を見たり、シバグリを捨てるというふうな形でおまして、林道を整備して、常時上がるようにしております。こういうのは40年も50年もかかる事業ですから、植えたけどまた草が生えて、だれが管理しているかわからないというふうなことが非常に多い。私らは地上権を設定して、全員が契約書に判を押して、もし仮に都会へでも家を出たときには放棄すると、精算は現物がない限りゼロだというふうな約束をして、管理に責任を持って、森林整備を中心にやってるといふようなことを実際やってる。

この計画は悪いことじゃないと思いますけど、後の指導体制というか、植えたことはいいけど、何か地元の若者がやるというようなことですけども、きちんと指導された方がいいんじゃないか。

山本委員 小早川委員さんがおっしゃったこと、私も同感で、簡単なようですけども、恐らく山づくりが一番大事なことだと思いますので、ぜひそれは考慮していただければと

私も同じ意見です。

5番の木製ガードレールについて、強度性能とか、設置の基準があると思うが、既にこれはそういった木製ガードレールの設置基準をクリアしたものが県産材でできるということとを前提にされているのか。

それから、これまでの鉄製ガードレールを木製にした場合、どのぐらいの費用の差があるのか。

事務局 鉄製のガードレールとの比較については準備しておりません。

ただ、木製が高いということしか答えられません。どれだけ高いのかということは調べないとわかりません。

山本委員 安全基準は・・・。

事務局 製品化されて、強度試験もクリアしています。

小早川委員 既設のガードレールをのけてこれをやるということですから、言うなれば公共投資の二重投資みたいな感じですが・・・。今まであって機能したものを替えるということは、要するに公共投資のむだ遣いにつながるという感じがしないでもない。よほど宣伝効果とかあれば、別な場所へ新設するとか、もう少し違った形で、木材利用のPRになるような施設ができないだろうかと思ひまして。この前、幼稚園の教室の机、いすを全部取りかえるということがあって、例がないことはないんですけども。

事務局 現場を見ましたけど、ちょうどそこが吉田町の中心部に近くて、公園の脇ということで、PRをするには一番いいとは思いました。

小早川委員 それが傷んで、もう取りかえないけんようになっていけば、それは話が別ですけども。

高橋委員 木材のガードレール、設置するのはいいんですけど、その後の保守は、この住民の87人がされるんですか。例えばぶつけて1カ所が壊れたという場合には、その設置されたクラブ員などが、メンテナンスされるんでしょうか。

事務局 壊れたときのことは想定してなかったですけども、当然、吉田公園クラブさん、公園管理を第一にやっておられて、市道なんですけども、そういうガードレールも一緒に管理していくことになる。程度問題でどこまで対応できるかでしょうけども。

高橋委員 僕は、設置するのはいいんですけど、その後の保守管理もその住民でやるんだよということになれば、その後も設置の効果というのは多大なものだと思いますが、壊れたり云々の保守管理は役場でやってくれるんだということになれば、それは行政がする

べき話であって、住民がいかにかわるかっていうことになると思います。

葛西委員 ガードレールの件に関しては、そのメンテナンスが設置した後どうなるかっていうこと。

4番の森林バイオマスの利用講座ですが、なぜこの圧縮建材を使わなければいけないのかという、その効果のことだけ書いてないので、これをそのままストレートに通すわけにはいかないと思います。なぜこれを使うのかっていうのをはっきり書いていただきたいと思います。

小早川委員 要望ですけど、出雲地区森林組合の林業祭の件ですね。木工教室で10万7千円で非常に少なく、非常に良心的に出ております。最近なかなか農業祭、林業祭、やるところがなくなりました。せっかく林業祭やられるなら、もうちょっとこういうところで、この事業のPRをしたりするいい機会じゃないかなと思う。増額してでももうちょっと何とかならないものですかね・・・。

山本委員 伝えておきます。

【計画書番号6について】

篠原委員 これは現場作業を見ていただくということですが、先ほどと同じで、ビデオを制作して、林業課の方がいろんな会議の冒頭10分ぐらいに、これからの林業の間伐とはこういうふうになっていくんだとか、見ていただく方が広く周知していただけるんじゃないですかね。ツアーに10人、20人行ってというんじゃちょっと足りないと思うんですね。列状間伐するっていうけど、どんなことをするのかわからないと思いますし、この機械がどんな機械かわかりませんが、これを使用する現場を撮って、見ていただくというようなのはどうでしょう。

【計画書番号7～11について】

篠原委員 8番の提案を県はどのようにお考えですか。

事務局 各委員おっしゃいますように、これは地方公共団体の業務であると言われると、確かにそうでございます。さらに、市民を巻き込んで何か市町村の方で事業を展開していくために寄与してもらいたいということであれば、そういう方法もあるのかなと思ったり、今、私どもも悩んでいるとこなんです。

次長 難しい点だと思う。まず主体の問題と取り組みの問題があると思う。そうした

場合に、外郭団体はどうか。そこに出てるお金としてどういった金があるのか。国から県から出るお金、自主財源でやってる事業はどういうのがあるのか。例えば国のお金がどの程度出て、県のお金がどの程度出て、すべて精査するのは物理的に無理な話で、およそ公的なお金が何らかの形で出てたらできないって整理をするのか。あるいはストレートで山だ、森だ、木だっていうものに何かの形でかかわってるもので、その取り組みがひっかかるのであれば対象にしないのか。公的そのものであるんなら対象にしないのか。というのは悩ましいところです。

一方で、私企業ならいいかっていうと、やってることは全体としては好ましくても、取り組み自身がその商品開発そのものであると、いかなものかというような。主体として見た場合に、公的だとやっぱりそれはそもそもの仕事じゃないかという話と、私企業だと、それぞれの営利が目的になる。じゃあ、県民が集まったからといって、営利性が全くないかということ完璧に検証にしないといけない。というふうに、主体から見ると、正直、現段階は？です。

それで、特に取り組みの話になると思うんですね。取り組みの側で見れば、何らかの広がりを持てるんです。少し公共性が出るわけです。幾つかの人がかかわってくるとなると、そうした場合は認めてもいいんじゃないかと。

ですから、主体についてはいろいろ議論があって、明確にこれは×です、これは ですという時期に今ございません。ただ、取り組みとしては余りに狭くて、それが特別の人だけみたい狭い感じであるならば、特に営利性が出てくるんですね。税金をあえて500円いただいてやる特別な事業としては好ましくないんじゃないかということで、第1回目は整理しました。ですから、この主体についていかがお考えか、ちょっとお聞かせいただければありがたいと思う。

篠原委員 計画書番号8の取り組み、活動目標のところ、行政と地元地域を熟知している市民ボランティア等が協働して設置するとありますけども、協働ということを書いている割にそのグループについて何もなし。逆に、市民ボランティアの方がこれを提案して、市を巻き込んでやるというふうな事業提案の仕方であれば、なるほどなあと思ったんです。だから、そういうふうな新しい取り組みというか、新しい主体、ボランティアとして汗をかく人というのが見えてないわけです。それこそ市の定例業務の中での課題をやるようにしてないかと思うわけです。

事務局 この市の提案は、市が木を利用したまちづくりを進めたいという中で、案内板

というものに着目し、ただ案内板を設置するには、各地区の公民館、住民の方とそれぞれ相談しながら、住民を巻き込んでまちづくりをしていきたいという思いで出しておられると思います。基本は木を利用したまちづくりをしたい。住民も一緒に巻き込んで、市が勝手にここだって決めずに、いろいろ計画書を出してもらって、新たな名所なんかも出してもらったりしながら、相談しながら設置していきたいということで、その主体を市がやるということではないかと思います。

例えば設置するに当たって各地区の住民の方と市が話をする中で、看板の設置だけじゃなくて、いろんな関連PRを公民館単位で広めていただくとか、そういうプラスアルファのことも修正を加えていくとか、そもそもやり方がいけないのか。じゃあ、ほかの団体がこれを出せば通るのか、内容は一緒だけでも応募者が違うからいいのか、市だからいけないのか、ちょっとその辺が難しいところです。

小早川委員 道路標識のようですけども、一般の道路標識じゃなくて、施設とか地域の案内板ということですので、私、市が義務づけられた道路管理上の問題じゃないから、まあいいと思います。実施された場合に、これは水森税でつくったもんですよと書いてやれば、宣伝、PRになるんじゃないかなと思う。

高橋委員 1次のときに三瓶いいところ案内板というのがありましたね。だから、もう少しああいう発想を入れていけば。

篠原委員 案内板を木でつくればまちづくりにつながるというのは、よくないんじゃないかな。要するに一つの地域のコンセプトをつくった上でのまちづくりなら話はわかるが、案内板を作るから木が必要になってくるといったこと、標準化された商品を設置することが果たしてどうなのかなと感じます。

要するに、何かこじつけのようにやるということは、せっかく皆さんからいただいた税金をいかに有効かつ島根県の住民のために使っていくかということを考えると、そのところをきちっと審査をしなければいけない。

三上委員 水と緑の森づくり事業ということで、本当に森林をつくっていこうというのはなかなか出てないんで、間伐をして歩くとか、そういうボランティアを育てるというような、水を本当に大切に思って、それを育む心をつくるという事業が出てこないのかなと思っているんですが……。いろんな団体がいろんな提案をして、木の利用ばかりじゃなしに、そういうものもどんどん出てきてほしいなと感じました。

先ほど次長さんが話をされたように、取り組みか、事業主体かというような話がありま

したが、その中で、取り組みはいいんですか、やっぱりどうしても市がやらないといけな
いまちづくりの中で、それが出ているなら、こういう税金でない方がいいような気がいた
します。

磯谷委員 市の方が事務局のような形で実行委員なりをつくって、あとは地域のボラン
ティアグループと一緒にこの事業を行うという形であればいいのではないかと。

市が主体となって中心となってやるというのは、どうかなと思います。

渡利委員 何を基準にして考えたらいいのかというところで、木というものに目を向け
ていくという意味では、看板づくりからもう何もかもすべてが含められるとは思
う。そこで何か一つ基準をつくるのであれば、やはり今も言われたように、まちづくりじゃなくて
森づくりということで始めるのだったら、少しそこら辺は考えていかないといけな
いかなと感じました。ただ、モデル期間ですので、いろんなところで隅々まで見ていくとい
うことでは、最初の年ですからいろんなことをやってみてという部分もあるかと思う。

山本委員 10番、11番で森づくりの事業が計画されています。特に最近、広葉樹の
造林ということを盛んに言われておりますが、林業種苗法を持ち出すまでもなく、樹木の
地域性というのを言われるようになりました。10本、20本ぐらいなものを裏庭に植え
るとか、そういう場合は問題ないですけど、だんだんこういった事例が広がって何千本と
いうことになってきますと、やはりある程度その辺も共通的な何か一つ取り組み（郷土種
苗利用）が必要ではないかというような気もします。

10番、11番では抵抗性の松という項目があって、単価も105円、500円とまち
まちで、恐らくこれは今、各県それぞれにばらばらに生産されて、いろいろ事情もあると
思いますけれども、その辺もある程度の指針を出しておかないと、後でいろいろ問題も出
るんじゃないかと思います。

和田委員 7番で子ども連合会さんが出しておられる企画に関して、これは間伐材のい
すのキットを買ってきて親子でつくるといった内容にとれる。今回のこの事業の趣旨とし
て、そういう木材の利用、県産材の利用を進めていくということを事業募集しまして、や
っぱりこういう企画はパッケージものにして、県の林業課が指導者つき、講師つきで、年
間100件受け付けるから手を挙げなさいみたいな形で、来年度やった方がPRになるん
じゃないかと。

もうやり方、幾つも出てまして、大体似たようなもので必要な材料もあるわけです。一定
の自己負担も認めてるわけですから、そういうものであれば、よりそれを有効にできるよ

うに、今回、この子供会の方は指導者の名前というのではなくて、やっぱり親子だけの企画になってるんですけども、それを県の方で呼びかけて、トークの上手にできるインストラクターの方を来てもらって、推進していくというような進め方ができるんじゃないかと思う。

竹内副参事 ありがとうございます。それでは、審査表の件についてお話しします。

事務局 審査表ですが、今回は事前審査をしていただいて、その後、会議をしたわけですけど、今回は会議での話しを踏まえながら審査表を作成していただいて、送っていただければと思います。

一応、A、B、Cは、5点、3点、0点ということで、平均30点というのを目安に、判断材料とさせていただきたい。

Cの適切でないとされた場合でも、条件つきCという場合は、その条件を簡潔に書いていただければ、その条件を応募者に御相談して、そういうふうな形で修正をしてやっていきたいということが確認されれば、Bとするというようなところで採点をしようと思っております。

あとA、B、C、もしも判断がつかないという場合もあると思いますが、その場合は採点から外して集計しようと思っております。

〔休 憩〕

竹内副参事

平成18年度の事業展開につきまして、説明をいたします。

〔事務局説明〕

竹内副参事

来年度の事業につきまして皆様方の御意見を聞きながら、要求をしていきたいと思っておりますので、忌憚のない御意見ををお願いをしたいと思います。

和田委員 森づくり推進事業で、ボランティアやツーリズムの人材養成をして派遣するという、県民の森再生事業でもボランティア団体の作業を受け入れていくというふうなことがあるんですけども、これはもう今年度分に関しては実績としてあるんでしょうか。

事務局 森づくりプロデューサー養成については、これから養成をするということです。今の県民再生の森事業のボランティア団体の作業の受け入れについては、まだ実績がございませんが、今、協定を締結して所有者と協議を進めている段階なので、具体的な実績は

まだございません。

小早川委員

今年の場合、主として資源活用の実践事業が目立って、本当の森づくりじゃなくて、むしろ周辺のPRみたいなことが目立っている。

再生の森事業、本当はこっちの方が大きいたらうと思っています。要望したいのは、再生事業というのは41年生以上で10年以上伐採制限するという、かなり緩い規制ということになっておりますけども、水源税ということになりますと、水源の森づくりを進めていかないといけないという思いもしております。

水源の森づくりというのは、何十年か何百年かわからないですけども、やっぱりモデルになる、まとまったダムの上流とかに水源の森をつくるというふうなことになる、随分違って来ないかなという思いをしております。例えていいますと、私ども三瓶の埋没林に行ってみますと、杉というのはこんな深い森林があったと、あれは広葉樹もありますし、そこまでなくても、ああいう深い森林、緑豊かな森林は、やっぱり将来つくっていかないといかんじゃないかという思いもしております。

木曽のヒノキですね、300年ぐらいを目標にした森づくり。要するに広葉樹と針葉樹を帯状につくるとか、いろいろ意見が出ておりますけども、あそこあたりはいわゆる何百年ですから、上下二段の上はそろった200年、300年のヒノキ、下は広葉樹が繁ってるというふうな、要するに林層を二段に考えるというようなことでございます。松でいいますと山陰の松はいい、いい言っておりますけども、富士山の山ろくを歩きますと、松の混交林ですね、広葉樹と松の混交林、すばらしいものがある。ああいうのは、島根県では私は見たことがない。

魅力ある水源の森づくりをひとつ、こういう機会に姿勢なり方針なりを出して、水源の森モデルゾーンとか、モデル林地とかいうふうなものはできないものだろうか。

もう一つは、市民参加の森のような、これから定年であいた人も、だれもが行って山を管理するとか、そこに散策道路をつくるとか、大きな規模の100町歩単位ぐらいな市民参加の森をつくって、いろいろ広葉樹を植えたり、林層をいろいろ研究したりと、市民参加できるような森づくりが考えられんだろうか。

それから、みんなヒノキや杉を植えときゃいいというのは一律な事業推進型じゃないかと。現地の山に行きますと、土が違えば木の立ちが違う、北山と南とは全然植生が違って来るといふふうな、やはり自然に合った木の育て方というのが必要だということを常に感

じる。やっぱり試験研究機関ともう少しそうしたものを、指導指針のようなものをつくられたらいいじゃないかと常に思っていました。

竹内副参事 市民参加の森ということで、みんなに呼びかけて一緒にやろうという、そういう運動になると思うんですが、具体的にだれが声かけたりするかとか、どういうふうを考えておられますか。

小早川委員 できれば公共用地としての確保ですね。そこへ市民の人が行って、いろいろグループごとにやれるというようなものがあっていいじゃないか、県有林もいいと思いますけども、これは県の直轄管理でございまして、もともとは経済効果を生み出すための山の管理なので、やっぱりみんなが山に親しむということが大事じゃないかなという思いがしております。

竹内副参事 ありがとうございます。ほかにございませんか。

高橋委員 県民再生の森事業の対象森林は県有林ですか、それとも個人の資産に手を加えてあげるといえることですか。

課長 基本的には水源の近いところの私有林を整備するというので、先ほどの小早川委員の発想も考慮しております。島根県は人工林中心に放棄林が2割ぐらいある。その中で、人工林がかなりウエート占めている。市町村の水道の取水源みたいなところをある程度絞って、まずそこを整備する必要がある。必然的に今、小早川さんが言われたようなところも、特に人工林ですね。人工林というのは、放置されますと、それなりに立ちますけど非常に育ちが悪いのが混じってくる。そういうところには広葉樹が入ろうと思っても入れない。そういうところをしっかりと伐って不要木を除いてやると、自然に広葉樹が入ってくるんですね、これは小鳥の働きとかいろんなことで。全体的に20年、30年、40年単位ですけども、そこら辺の最初の足がかりがこの事業です。

高橋委員 山でも人の資産ですよ。本来なら山というのは自分で管理しなきゃいけないものでは・・・。

次長 それは税金を決めるときもさんざん議論がございました。本当なら山の個人資産であれば、個人の地主さんが手を入れて山を整備されればいいんですけど、今回、税金を導入した趣旨というのは、木材価額が下がって、採算が合わなくなって、そうすると木自身の手入れが行われなくなる。それにつれて山が荒れると。そうすると、経済学で言えば外部効果で住民が、県民全員が、実は個人資産の恩恵を被っているが、それが享受できなくなってくるわけです。

ということもあって、薄く広く県民の方に御負担をいただいて、個人資産ですけれども、そういったところに整備が行われるようにしようということで税金の投入のときに御説明させていただいて、これを出したわけでございます。

高橋委員 僕はもっと一步踏み込む形の有効的に税金を使っていこうとするならば、山を放棄した人に対しては、山の資産価値を高めて、それだけ税収を払えというぐらいなことをやってもいいじゃないかなということをふっと思ったものですから、そうすれば税金払えなければ、おのずと放棄されることになるんですよ。放棄されて必要な人たちが買っていくというのは、やっぱり経済の循環じゃないけれども、循環のシステムをどうつくっていくかということも、やっぱり考えていかないと……。

次長 選択肢として考えられることだと思います。ただペナルティのように税金をかける、何か賦課金を取る。じゃあすべて、それが嫌だからということで、その手入れをするようになるか、あるいは手放したときに受け手がいるかという問題が出てくる。

ですから、そういう、例えばペナルティーがあるから、そこで手入れをちゃんとしますというふうになるならば政策論として割と議論しやすいんですが、そうはならない。所有権の移転にしても、今の状況の中でなかなか資産価値もそんなにあるわけじゃないし、採算も合わないと受け手がいない。単に荒廃していくということになる。

高橋委員 だから、住民の啓発、啓蒙をやりながら、森林を見ていこうよという運動を今やっていると思うんですけども、それは何かというと、その資産の所有者側が、自分の資産をどう整備していくかという、やっぱり何かその辺の啓発というか……。

次長 大事な点でおっしゃるとおりで、本心を言いますと、非常に手入れしてくださる方は、住民の方も市民の方も、みんな恩恵を受けてるという意識はあると思いますが、荒れた土地になると・・・というふうに思うとこなんですね。ただ、そうは言っても、荒れてしまうと実際に水が確保できない、我々が享受しているいろんな機能が享受できなくなるという差し迫った状況があるものですから。

高橋委員 山の手には資産を持つてる人たちは森林組合の方をお願いして、お金がかかるから、例えば半分補助するとかね、ある程度、森林所有者側も……。

次長 ですから、高橋さんが言われているような方は森林を資産と思ってないんだと思います。資産というような状況で認識しておられないですね。ですから、今回も資産を受け入れするような制度にはしてないわけで、公益的機能を発揮するための整備を県民の皆さんとしていく。

高橋委員 例えがいい木材が出るような整備ではなくて、広葉樹で水がたくさん蓄えられるようにとか、その後、あんまり手入れをしなくてもいいような整備。

小早川委員 私は、山の中におりますけど、おっしゃるように木が売れないです。間伐して育林して、それでも山の木1,000円ぐらいにしかならないです。土地買ってくれといっても買うものがないです。そうすると山へ入るものがおらん。全然入らんから自分ところの境がどこかわからないし、手入れもしなくて、もうほとんど材になるようなものが取れないというのが実態ですから、捨てるわけにもいかんし、だれかがしないといけない。

高橋委員 わかるんですけど、今、やっぱり川下の我々が、今まで川上の恩恵を受けるということで、税金を500円なり、将来1,000円になるかもしれないですが、出してるんですよ、川下の理論として。だけど、川上の理論も、やっぱり啓蒙、啓発どっかでしていかないと、もうずうっと出さなきゃいけない。

次長 これはですね、重要だと思いますね。一つは、木材が売れないという厳しい状況がある。それはあるんですけども、それを価格のせいなのか、採算のせいなのかだけではない部分、つまり売る努力ですよ。もちろん50年代までのようにもうかるわけじゃないと思いますが、まず流通販売体制とか、積極的な売り込みとか、需要者をどうやって、例えば住宅を見せるなり、山に連れてくる運動とか、今、意欲的なところは取り組んでますけど、そういう努力をしないといけないというのがあると思うんです。ただ、それはこの事業というよりは我々の林業政策としてしっかりやらなきゃいけないとこだと思う。

高橋委員 やっぱりね、おかしいと思うんですよ。例えば企業が持ってる資産に行政が関わって、その資産の価値が上がるということになれば、そりゃ、ありがたい話ですよ。山も一緒じゃないのかな。

次長 ですから、(森林から)恩恵を受けてるという前提があるんですよ。企業は企業でマクロ的な経済のために、雇用のために頑張ってるというところ以外はあんまりないんですよ。それぞれが頑張っていけるかで雇用がよくなる。山の場合、それだけじゃなくて、やってる行為自身で、恩恵を受けてるということに着目していいのではないのでしょうか。

高橋委員 それをもっともっとクローズアップするべきではないかと。

小早川委員 町の人にもっと山に入ってもらいたいと思いますよ。登山でも何でもいいですから。そうすりゃ、また多少見方が違ってくるんじゃないかなと思う。

和田委員 買い手がないくらい山が安いんであったら、この税金で買うのはどうでしょう。県有林を増やすんですよ。県有林を増やして、希望者だけでもいいんですけども、この利用をボランティアでやってみたい人にやってもらう。

事務局 でも、大変な額になりますよ。

和田委員 全部とはいいませんよ、いいところだけ選んで。

小早川委員 いや、私が言うのは、公共団体が買って、そこへ市民の森をつくって、まとめてやればいいのじゃないかなと。

次長 お金があれば、やりたいことなんですけど、事業の考え方としては、実際に恩恵を享受していただけるという形というのはハードだと思うんですよ。ソフトは特に初年度ですから、できるだけ知っていただくということで、予算配分してます。それで、税収がふえるということで、森林整備するところをふやすという構造を考えています。

ですから、そういう考え方自身についてもいいですし、あるいはソフトの中身ですとか、ハードですとか、大きい切り口でもいいし、あるいは最初の2次募集のときにあった4月早々からやった方がいいとか、会議を早くやって早く決めるようにするとか、そういう御意見でも結構です。

小早川委員 尾原ダムの水は、木次や大東が恩恵を受けるんじゃないかと、あれ水道用水ですから松江から美保関まで行きます。多分20万以上の皆さんが、今の尾原ダムの水を飲むようになるわけですから、せめてあの上流あたりは、本当は市民の森といったものが100町でもあれば、理解が生かされるんじゃないか。

篠原委員 第1回目のときに発言させてもらいましたが、子供たちの教育の中で、自分たちが飲む水の水源といいますか、そこらを知らしめる教育をできないかと言ったと思うんですが、そういうことはできませんか。これ非常にソフトの部分だと思う。聞くところによると、小学校4年ぐらいですか、そういうカリキュラムもあると聞いた。まず自分たちが飲む水源域に足を踏み入れさせて、それを知らしめるという行為ですね。そんなにお金がかかることでもないと思う。

小早川委員 私ら小学校の生徒をバスに乗せて、毎年斐伊川に行きます。奥から、この水が来て、出雲市はこの水を・・・とか、奥の者は水をきれいにせんと下流の人が健康に悪いぞといった話しをしながらやっています。全体で大会をしたり、婦人会とかと一緒にやってやっています。そういう運動を広めた方がいいなと思っています。

篠原委員 我々もグループでやっている。自分たちの水源にどんどんバスで行ったり、

そういうことを向こう5年とか10年を目標に教育委員会あたりで組んでいただければいいじゃないか。県の実施事業はもう大体予定されたところはカバーできるんでしょうか。というのは、森づくり推進事業の中の森づくり情報交流等あたりは、単年度で終われば、どうなんですか。

それと、ボランティアを使うとかいうような、そういうのが、目標は立てたけどそれ実行に移せるのかどうか。

それと、再生する410ヘクタールが、今、42ヘクタールが一応目途ついたという発言だったと思うけど、カバーできるのかどうか、ここらをきっちりして検証していかないと、来年の780というのがさらさらいかないということになる。

事務局 森づくり推進事業につきましては、まだこれから実際に要求を検討していくわけですが、基本的には今年度と同じような形でやっていくということになると思う。

篠原委員 全体の形ですね。

事務局 はい。それで、県民再生の森の42ヘクタールというのは、実際に協定を締結した数字です。今実際に交渉しているのは399ヘクタールですので、その数字は行くと思っております。

篠原委員 そうすると、来年の780という数字も、目標値として悪くない数字だということでしょうか。

事務局 そう思っております。

三上委員 県民参加の森づくり事業の表の中の一番上の段ですが、ドングリを拾い、苗木をつくり、本格的な森林作業などと書いてあるが、その地方のドングリの苗を育てることを学校単位でやって、そういうものに補助をつけて、授業の野外活動の中で計画できないのかなと思っております。

ドングリを育てて、その苗を自分たちで山林に植えに行くという方法だったら、水源の森というものができてくるんじゃないかと思うんですが、そういう事業も公募でなしに、こちらから押しつける形ではできませんかね。

和田委員 補足で同じような意見ですが、我々も大田のNPOで大田の水源を探索しようという企画を出したんですけども、学校側の食いつきが非常に悪い。土、日は、クラブ活動でつぶれていて、授業で来てもらうのが一番いい。うちはそれをコーディネートできる準備があるんですが、先生の食いつきがありません。それは、カリキュラムが年初に決まって、なおかつ週休2日で、全然ゆとりがなくなっていると。だから県の方で教育委

員会通じて、島根県の重点政策課題だから、学校で必ずやってちょうだいということをお願いしてもらおうと、多分それをコーディネートできる大人たちに、きっとキーパーソンがいると思う。

事務局 また、教育委員会に話しをしてみたいと思っておりますが、現実問題は多分今のお話し聞いてますと難しいかもわかりません。

篠原委員 今、県の企業局から我々のNPOにそうした事業もらってます。ことしも3校で取り組みます。そろそろドングリ拾ったりしようということなんですけど、そうしたとき、本当に校長先生がやる気があるかどうかというような感じがしますね。これ、県の企業局から斐伊川くらぶと我々のアンダンテ21が少しもらって、今2回目になってます。受けられなくはないと思いますけど。

事務局 どうしても実際進める場合には、ほかの方の協力が必要でないかな。例えば学校の先生だけで進めるようにしたらできないと思いますよ。

篠原委員 それはもう、かなりの御老人の方が協力して植えてくれました。ボランティアというか、呼びかけると結構来ますね。お年寄りと子供たちが一緒に働けば、結構、会話がいろいろありました。

次長 これは、この事業に絡んだ場合、学校も公的主体だからだめなんでしょうね、おっしゃるのは。学校の絡みでやるとできないわけです。もし、そういう考え方だと。

篠原委員 市が自分たちの水源の水系に市民の森をつくるということで、向こう10年間でつくって、その後、市民の森として活用してもらおうということだったら、僕は立派な市だと思うんですね。それも事業主体が大きくないとできない事業だってありますから、そういうことだったら行政が来てもいい。だから、その中身でもあると思います。

次長 あるでしょうね。ですから、今、事業主体の議論があって、公的な存在がだめだということだと、学校がだめになりますよね。ですから取り組みから見ないと考えます。

渡利委員 総合学習はいろんな事業がありますから、全校を対象とするというのではなくて、モデル校的にまずやってみて、できれば3年単位だとか。ぜひ教育の中に取り入れるというのは本当に必要なことだと思いますので、教育委員会の方にもしっかりとお願いして、展開していただけたらいいなと思います。

小早川委員 再生の森の伐採ですが、個人負担はどのくらいかかるんですか。

事務局 県民再生の森は、ヘクタール当たり10万円県が所有者の方に出す。

小早川委員 個人負担はわからないわけですね。

事務局 基本的には、あんまり経費のかからない方法ということで、列状間伐で伐りっ放しということで試算した金額を支援するということです。

和田委員 伐るだけの話で、植えるのは別なんですか。

事務局 植えるのはまた別で計算して加算します。

葛西委員 森づくり・資源活用実践事業をやった後ですね、報告はどのようにされますか。

事務局 事業計画書の様式が報告書も兼ねていて、事業が終わったら、その様式でもって実績を書いて活性化センターに送っていただいて、県の方が検査をして、確認後交付金を支払うという形です。その報告書には状況写真とか、支払い関係の書類とか、つくった印刷物とか、いろんな資料をつけてもらって、確認がとれるようにしてあります。

葛西委員 一度の申請額が高額なものがありますが、とりあえず森林作業に必要な道具はチェーンソーから刈り払い機まで一式200万ぐらいで買いそろえとか。それが、今後、何年間か、その道具を使うよう、きっちり継続的に事業ができるのか、そこのチェックをどうするのか、心配なんですよ。

事務局 採択条件の中に、5年間はこちらから何を本年度されたかという報告を求めるとしてあり、5年間、継続で追跡調査をする。

葛西委員 ただ最低限、5年間もし計画が立てられるんだったら、こちらも判断材料としてそれを使いたい。ラフなものでいいですから計画が欲しいなど。余りがちがちにしていると、組む方も大変だと思うんですけども。

事務局 計画書の中に今後の展開構想という欄がありますので、そこに5年間ぐらいの計画が出せばいい。

葛西委員 書式を具体的に御配慮いただけでしょうか。

事務局 今後検討してみます。

篠原委員 1回と2回、審議しました。来年の3月に全員は無理でしょうけど、行ける人は主なところをちょっとのぞいてみるというのをやったらどうか。

それと、ちょっとあいまいなものや高額な10万円以上の機械類については領収書（見積書）をつけていただきたい。

それと、申請者の代表者が会議に来て、やっぱり説明が要るんじゃないかと思う。憶測で我々がやっても、向こうは全然違うことを考えてるというか、そこまでは我々は思いませんでしたというのがあるかと思う。

公金を出すわけですから、最初の申請時にはヒアリングをさせていただきたいと思いません。来年からはですね。

事務局 そうですね。件数にもよるでしょうけど、例えば幾ら以上といったいろいろやり方はあると思います。また、支出関係は検査をして交付金を交付するようにしております。

竹内副参事 それでは、次に西部イベント（案）につきまして、御説明します。

〔事務局説明〕

（以上）